**○国土交通省令第三十九号**

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項及び第十一条の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月十四日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一（第三条関係）

| 港の名称 | 港区 | 境界 | 停泊すべき船舶 |
|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 関門 | （略） | （略） | （略） |
| | （略） | （略） | （略） |
| | 小倉区 | A線、関門航路南側線、台場鼻潮流信号所（北緯三十三度五十六分五十九秒東経百三十度五十二分二十五秒）から百六十九度三十分三千二百三十五メートルの地点、同地点から二百四十二度二千八百二十メートルの地点及び境川口左岸突端を順次に結んだ線（以下D線という。）並びに陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び境川西港橋各下流の河川水面（航路を除く。） | |
| | （略） | （略） | （略） |
| | 若松区 | | |
| | （略） | （略） | （略） |
| | 第五区 | D線、H線、和合良島島頂（二十五メートル）から二百二十八度三十分千三百八十メートルの地点から二百三十二度三十分に陸岸まで引いた線（以下I線という。）、関門第二航路南側線、関門航路南側線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。） | （略） |
| | 第六区 | 和合良島島頂から二百五十七度二千九百四十メートルの地点まで引いた線（以下J線という。）、関門第二航路南側線、同地点から二百四十六度三十分に陸岸まで引いた線（以下K線という。）、関門第二航路南側線、I線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。） | |

改正前

別表第一（第三条関係）

| 港の名称 | 港区 | 境界 | 停泊すべき船舶 |
|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 関門 | （略） | （略） | （略） |
| | （略） | （略） | （略） |
| | 小倉区 | A線、関門航路南側線、台場鼻潮流信号所（北緯三十三度五十六分五十九秒東経百三十度五十二分二十五秒）から百六十九度三十分三千二百三十五メートルの地点、同地点から二百四十二度二千八百二十メートルの地点及び堺川口左岸突端を順次に結んだ線（以下D線という。）並びに陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び堺川西港橋各下流の河川水面（航路を除く。） | |
| | （略） | （略） | （略） |
| | 若松区 | | |
| | （略） | （略） | （略） |
| | 第五区 | D線、H線、和合良島島頂から二百二十八度三十分千三百八十メートルの地点から二百三十二度三十分に陸岸まで引いた線（以下I線という。）、関門第二航路南側線、関門航路南側線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。） | （略） |
| | 第六区 | 和合良島島頂から二百五十七度二千九百四十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百四十六度三十分に陸岸まで引いた線、関門第二航路南側線、I線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。） | |